

重要事項のご説明

この書面では、火災共済に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）について説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、確認の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項です。

注意喚起情報

ご契約に際して共済契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項です。

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 共済商品の仕組み 契約概要

契約期間中に火災等の共済事故により、共済契約の目的に生じた損害に対し、契約金額を限度として、共済金を支払うものです。

(2) 共済金をお支払いする事故 契約概要 注意喚起情報

共済金をお支払する事故の概要は次のとおりです。

事故の種類	共済事故の説明
火 災	<p>人の意図に反してもしくは放火により発生し、または拡大し、消火の必要のある燃焼現象に伴うものであり、これを消火するために、消火設備またはこれと同じ程度の効果のあるものの利用を必要とする状態をいいます。</p> <p>火災による損害には、消防または避難に必要な処置を含み、燃焼機器および電気機器等の過熱等により生じた当該機器（当該機器に付属する設備を含む。）のみの損害は含みません。又、これらの事象によって生じた煙損や汚損も「火災」による損害ではないため、お支払の対象となりません。</p>
破裂・爆発	<p>気体または薬品等の急激な膨張による破裂または爆発をいいます。</p>
航空機の墜落	<p>航空機の墜落および部品等の落下物による損害をいいます。</p>
自動車の飛込み	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に定める車両またはその積載物の衝突または接触による損害をいいます。ただし、共済契約者または共済契約関係者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害は除きます。</p>
落 雷	<p>落雷による衝撃損害および送電線への落雷による電気機器への波及損害をいいます。</p>
水 濡 れ	<p>① 同一の建物の他人の居室で生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ損害</p> <p>② 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ損害</p> <p>ただし、給排水設備に存在する欠陥または腐食、さび、かび、虫害、その他自然の消耗等に起因するもの、又、雨漏りなど自然現象に伴うものはお支払の対象となりません。</p> <p>※ 給排水設備自体に生じた損害の復旧工事や調査にかかる費用は対象となりません。</p>

(3) 共済金をお支払いできない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

次の事由に該当する場合は、共済金をお支払いできません。

- ① 共済契約者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 共済契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害（その者が共済契約者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者が証明した場合を除く。）
- ③ 火災等に際し、共済の目的たるものが紛失し、または盗難にか

かったことによって生じた損害

- ④ 共済契約引受証に記載された共済の目的の所在地以外で生じた損害
- ⑤ 発生原因が直接であると間接であるとを問わず次に掲げる事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した火災等の事故が延焼または拡大して生じた損害および発生原因のいかんを問わず火災等の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。）
 - ア 戦争、その他の変乱
 - イ 地震または噴火もしくはこれらによる津波
 - ウ 風水害
 - エ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じ。）または核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性もしくはこれらの特性に起因する事故
 - オ エ以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ 共済契約の申込み、共済金の請求および受領に際し、共済契約者または共済金受取人が詐欺行為を行ったとき。
- ⑦ 共済契約者または共済金受取人が正当な理由なく事故発生の通知を怠ったときおよび火災等により損害が生じた被害物の検査等を拒み、または妨げた場合において、当組合が損害額の認定ができないとき。
- ⑧ 共済契約者または共済金受取人が共済金請求にかかる書類に故意に不実のことを表示し、または当該書類もしくはその損害にかかる証拠を偽造し、もしくは変造したとき。
- ⑨ 共済契約者が「**2. 契約締結時におけるご注意事項 (1) 告知義務**」の事項につき、故意または重大な過失により事実を告げず、又当該事項につき不実のことを告げ、当組合が共済契約を解除した場合
- ⑩ 共済契約者が「**3. 契約締結後におけるご注意事項 (1) 通知義務等**」の事項のうち危険増加（告知事項についての危険が高くなり、共済契約で定められている共済掛金が当該危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態になることをいう。）に関係のある事項につき通知を怠り、当組合が共済契約を解除した場合
- ⑪ 重大事由（共済金給付の請求についての詐欺、共済金給付を目的にして損害を生じさせることなど）により当組合が共済契約を解除もしくは取消した場合

- ⑫ 「(8) 保障金額(共済金額)の設定」のご契約できる口数(共済金額)を超過した場合(超過した部分の共済契約に基づく共済金)
- ⑬ 再取得価額特約が附帯された共済契約の共済の目的につき火災等により損害が生じた場合において、共済の目的に代わるべき住宅および家財を再取得しない場合(特約に基づく共済金の部分)
- ⑭ 共済契約関係者または共済金受取人が、次のいずれかに該当し共済契約を解除した場合
- ア 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関連企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当すると認められること。
- イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められていること。
- オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(4) お支払いする共済金の額 **契約概要** **注意喚起情報**

当組合が定める基準により火災等共済金をお支払いします。

① 火災等共済金

損害の生じた場所および時における時価により共済(契約)金額を限度として、次の算定方法により火災等共済金をお支払いします。

共済(契約)金額が共済の目的の価額の70%以上の場合
損害の額 = 支払共済金の額

共済(契約)金額が共済の目的の価額の70%未満の場合
$\text{損害の額} \times \frac{\text{共済(契約)金額}}{\text{共済の目的の価額} \times 0.7} = \text{支払共済金の額}$ <p>(共済の目的の価額に対して契約金額が低い場合は、お支払いする共済金が損害額よりも少なくなる場合があります。)</p>

② 費用共済金

①の火災等共済金のほかに、当組合が定める基準により、次の費用共済金をお支払いします。

種 類	内 容	限度額
臨時費用 共 済 金	火災等の事故に伴う生活上の臨時の支出に充てる費用	1 共済事故につき、100万円または火災等共済金の額の10%のいずれか少ない額
残存物取 片付け費用 共済金	火災等の事故に伴う残存物の取片付けに充てる費用	1 共済事故につき、100万円または火災等共済金の額の6%のいずれか少ない額
失火見舞 費用 共 済 金	火災、破裂、爆発によって他人の所有する住宅や家財に損害を与え、共済契約関係者が、現実に自己の費用で見舞金等を支払った場合の費用	第三者一世帯当たり20万円を限度とし、かつ、1 共済事故につき50万円または共済（契約）金額の10%のいずれか少ない額
修理費用 共 済 金	借間、借家に居住する共済契約者が火災、破裂、爆発、漏水により居住する住宅に損害を与え、共済契約関係者が、現実に自己の費用で修復を行った場合の費用	1 共済事故につき、50万円または共済（契約）金額の10%のいずれか少ない額
漏水見舞 費用 共 済 金	漏水、放水、溢水により他人の所有する建物や家財に損害を与え、共済契約関係者が、現実に自己の費用で見舞金等を支払った場合の費用	第三者一世帯当たり20万円を限度とし、かつ、1 共済事故につき50万円または共済（契約）金額の10%のいずれか少ない額
損害防止 費 用	火災等の損害に対し共済金を支払ったとき、その損害の防止、軽減のための防火活動等で使用した消火剤の費用	消火剤を再取得する費用

※ 1戸の住宅につき親族間で分割した契約（住宅を分割、または、住宅・家財に分割）の場合、費用共済金は、それぞれの契約を合算し、一契約として算出します。

(5) 附帯できる特約とその概要 **契約概要**

再取得価額特約

補償の対象となる事故により生じた損害額を時価額ではなく、新たに購入・修復するために要する価額（当組合が定めた標準的な価

額)により算定する特約です。

持家、借家に関わらず建物の用途が専用住宅および商店併用住宅の場合で、「(7)保障金額(共済金額)の設定」のご契約できる口数(共済金額)の70%以上のご契約をいただきますと、再取得価額特約が自動的に附帯されます。

(6) 他の契約(火災保険・火災共済等)がある場合の支払額

- ① この組合は、この共済契約と同一の共済の目的について締結された火災等による損害、臨時費用、残存物取片け費用、失火見舞費用、修理費用、漏水見舞費用、損害防止費用に対して共済金または保険金(以下「共済金等」という。)を支払うべき他の共済契約または保険契約(以下「共済契約等」という。)がある場合であっても、他の共済契約等から共済金等が支払われていない場合は、この共済契約により支払う種類ごとの共済金の額は、他の共済契約等がないものとして算出した額とします。
- ② ①により支払うこととなる共済金の額と他の共済契約等により既に支払われた共済金等の額の合計額が、共済金の種類ごとにこの組合の支払限度額を超える場合は、①にかかわらず、この共済契約により支払う共済金の額は、支払限度額から他の共済契約等により既に支払われた共済金等の額の合計額を控除した額とします。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した共済金の額を限度とします。

(7) 共済の目的

① 契約ができる住宅・家財 **契約概要**

住宅をお持ちの方：所有する建物に契約ができます。

持家にお住まいの方：所有する建物と家財に契約ができます。

賃貸住宅にお住まいの方：家財に契約ができます。

(住宅は一住戸ごとに、家財についても一住戸ごとに契約ができます。)

住
宅

- ア 共済契約者または共済契約者と同一世帯に属する親族が所有している、次の事項に該当する住宅
- a. 居住している住宅
 - b. 空家で30日以内に居住することが確定している完成後の住宅
 - c. 空家で居住地に隣接している住宅※1
 - d. 空家で月1回以上見回りしている住宅※1
 - e. 他人に貸し付けている住宅※1
- イ 別居の1親等の親族が所有し、共済契約者が居住する住宅

家 財	<p>ア 共済契約者または共済契約者と同一世帯に属する親族が所有している、次の事項に該当する家財</p> <p>a. 居住している住宅内に収容されている家財</p> <p>b. 空家で30日以内に居住することが確定している完成後の住宅内に収容されている家財</p> <p>c. 空家で居住地に隣接している住宅内に収容されている家財※1</p> <p>d. 空家で月1回以上見回りしている住宅内に収容されている家財※1</p> <p>イ 共済契約者が居住している住宅内に収容されている別居の1親等の親族が所有する家財</p>
--------	---

※1 特級物件（注）の場合、非居住の住宅および非居住の住宅内に収容されている家財のご契約はできません。

② 共済の目的に含まれるもの、含まれないもの

- 住宅の共済契約には、次のものが含まれます。ただし、営業目的に使用しているものは共済契約に含まれません。

ア 畳、建具その他の建物の従物

イ 電気設備、ガス設備、冷暖房設備、その他これらに準ずる建物の付属設備

ウ 門、塀、垣根その他の建物の付属工作物

エ 住宅に付属する物置、納屋その他の付属建物

- 家財の共済契約には、次のものは含まれません。

ア 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物

イ 貴金属、宝石、宝玉および貴重品ならびに美術品たる書画、彫刻物その他の物

ウ 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物

エ 自動車（原動機付自転車を含む。）

オ 家畜、家きん、その他これらに準ずる物

カ 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類する物

(8) 保障金額（共済金額）の設定 **契約概要**

次に掲げる金額までご契約できます。

実際に契約されている共済金額については「共済契約掛金領収書兼引受証」の契約口数（共済金額）欄でご確認ください。

なお、1口の保障額は10万円となります。

① 住宅にご契約の場合

住宅の用途	住宅の延坪数	ご契約できる口数（共済金額）
専用住宅 商店併用住宅	50坪未満	住宅の延坪数×8口（80万円）
	50坪以上	400口（4000万円）
文化住宅	—————	30口（300万円）
特級物件(注)	—————	10口（100万円）

② 家財にご契約の場合

住宅の用途	住宅の延坪数	ご契約できる口数（共済金額）
専用住宅 商店併用住宅	10坪未満	100口（1000万円）
	10坪以上 20坪未満	150口（1500万円）
	20坪以上	200口（2000万円）
文化住宅	—————	40口（400万円）
特級物件(注)	—————	20口（200万円）

※ 上記の専用住宅、商店併用住宅は標準価額で記載しています。
標準価額以上の共済金額をご希望の方は事務局へご連絡ください。

(注) 特級物件とは、次に掲げる住宅をいいます。

- ・アパート、寮、寄宿舎、下宿、間借およびこれらに類する住宅
- ・市場、マーケット内にある住宅
- ・バラック住宅（屋根または壁のいずれかが可燃性のものまたはトタンのみで建築された簡易建築物）
- ・浴場（特殊浴場を含む。）、火薬類専門販売業（玩具用火火専門販売業を含む。）、塗料商、ペンキ商（看板屋を含む。）、ワニス商、再生資源集荷（回収）業、ガソリンスタンド等に類する危険物を取扱う営業部分が併せ設けられている住宅
- ・食料品加工店、社交喫茶、遊技娯楽場、作業場、クリーニング店等に類する当組合が危険とする営業部分が併せ設けられている住宅

(9) 保障の開始日および契約期間 **契約概要** **注意喚起情報**

- ① 保障の開始日：共済掛金を払い込みいただいた日の翌日の正午以降で、ご指定の日の正午から共済契約の効力が発生します。
- ② 契約期間：1年間

(10) 掛金の額と払込方法等

① 掛金の額 **契約概要**

掛金の額は契約額、住宅の構造、用途によって決まります。
共済金額1口あたりの1年間の共済掛金は下記のとおりです。

建物の構造・用途の種別		共済掛金額
専用住宅	耐火構造(※1)	50円
	非耐火構造(※2)	90円
商店併用住宅	耐火構造	100円
	非耐火構造	200円
文化住宅		200円
特級物件	耐火構造	100円
	非耐火構造	200円

(※1) 耐火構造(鉄筋コンクリート住宅等)とは、次の構造の住宅をいいます。

ア 建物の主要構造部のうち、柱、はりおよび床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの。

a 耐火被覆とは、モルタル、パーライト、吹き付け石綿またはプレキャストコンクリート版等の耐火力をもった不燃材料による被覆をいいます。

b 不燃材料とは、コンクリート、レンガ、瓦、石綿スレート、鉄鋼、アルミニウム、ガラス、モルタル、しっくい等の不燃性の建築材料をいいます。

イ 外壁のすべてが次のいずれかに該当する住宅

- ・コンクリート造
- ・コンクリートブロック造
- ・レンガ造
- ・石造

(※2) 耐火構造以外の住宅は、非耐火構造の扱いとなります。
詳しくは当組合にお問い合わせください。

② 掛金の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

掛金は一括払い込みとし、次の方法より選択できます。

- ア. 直接集金方式(尼崎市内のみ)
- イ. 指定金融機関等への払込方式
- ウ. 口座振替方式

(11) 掛金の払込猶予期間の取扱い **注意喚起情報**

この共済契約には共済掛金の支払猶予期間はありません。必ず希望する共済契約の保障の開始日の前日までに、共済掛金を払い込みください。

(12) 満期返戻金・契約者配当金 **契約概要**

この共済契約は掛け捨て型で、火災共済事業規約で定められた契約者割戻しおよび満期返戻金はありません。

(13) その他ご注意いただきたい事項 **注意喚起情報**

① 第三者の行為による損害

共済の目的について火災等によって生じた損害が第三者の行為によるものである場合で、第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、火災等共済金および費用共済金よりその額を差し引いてお支払いします。又、すでに共済金および費用共済金をお支払いしていた場合は、その差額を返還請求いたします。

② 共済契約が無効となる場合

次の場合、共済契約は無効となり、共済金をお支払いできません。

ア 共済契約者が、他人のために共済契約を締結した場合

イ 当組合または共済契約者が共済契約の当時、共済の目的たるべき物が既に火災等にかかっていたことまたは共済の目的たるべき物につき火災等の原因が発生していたことを知っていた場合

③ 共済契約が消滅する場合

共済契約の成立後、次の事実が発生した時において共済契約は消滅します。

ア 共済の目的の全部が滅失した場合

イ 共済の目的が譲渡された場合

ウ 残存共済金額が共済契約の当時における共済金額の5分の1未満となった場合

④ 共済契約を解除する場合

この組合は、次に掲げる事由がある場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができます。

ア 共済契約関係者又は共済金受取人が、この組合に当該共済契約に基づく共済金給付を行わせることを目的にして損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

イ 共済金受取人が、当該共済契約に基づく共済金給付の請求に

ついて詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

ウ 共済契約関係者または共済金受取人が、次のいずれかに該当すること。

- a 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関連企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると認められること。
- b 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- c 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- d 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められていること。
- e その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

2. 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 **注意喚起情報**

共済契約の当時、共済契約者は、この組合に共済契約申込書の記載事項のうち損害の発生の可能性に関する重要な事項として、次に掲げる告知事項について、知っている事実を告げなければならず、又当該事実につき不実のことを告げてはなりません。

事実を告げなかった場合、又、不実のことを告げた場合には、ご契約が解除となることや、共済金をお支払いできないことがあります。

- ① 共済契約者の氏名およびこれを特定するために必要な事項
- ② 共済の目的の所在地およびこれを特定するために必要な事項
- ③ 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する建物の延床面積、構造、用途、所有形態および占有等
- ④ 共済の目的について締結された火災等による損害、臨時費用、残存物取片け費用、失火見舞費用、修理費用、漏水見舞費用、損害防止費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の契約の締結の有無
- ⑤ その他危険の測定に関する事項

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

この共済契約は、クーリングオフ制度（契約の申込みの撤回または解除）の適用はありません。

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 **注意喚起情報**

共済契約者は、共済契約成立後、共済の目的について次の事実が発生した場合には、当組合に書面による通知をしなければなりません。通知がない場合は、ご契約が解除となることや、共済金をお支払いできないことがあります。

- ① 火災等による損害、臨時費用、残存物取片け費用、失火見舞費用、修理費用、漏水見舞費用、損害防止費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の契約を締結すること。
- ② 「2. 契約締結時におけるご注意事項 (1) 告知義務」のうち、危険の測定に関する事項について、その内容に変更が生じたこと。
- ③ 住宅または家財を収容する住宅を引き続き30日以上空家または無人とすること。
- ④ 他の場所に移転すること。ただし、火災等を避けるために、5日間の範囲内で移転する場合を除きます。
- ⑤ 解体すること。
- ⑥ 譲渡すること。
- ⑦ 火災等以外の原因によって損害が生じたこと。
- ⑧ 共済の目的が「1. 契約締結前におけるご確認事項 (7) 共済の目的」に定める範囲外となること。
- ⑨ 火災等の発生するおそれが著しく増大すること。

(2) 解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報**

共済契約者は、いつでも、将来に向かって、共済契約を解約することができます。(共済契約を解約する場合は当組合へお問い合わせください。)

なお、解約時期により、解約返戻金を払い戻す場合があります。(※共済金の給付を受けた後に解約をする場合は、払い戻しはありません。)

重要事項のご説明

この書面では、交通等傷害共済に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）について説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、確認の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

契約概要

共済商品の内容をご理解いただくための事項です。

注意喚起情報

ご契約に際して共済契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項です。

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 共済商品の仕組み **契約概要**

被共済者が、交通事故または火災事故（以下「交通事故等」といいます。）により傷害を受けた場合に、共済金をお支払いするものです。

(2) 共済金をお支払いする傷害 **契約概要** **注意喚起情報**

共済金をお支払いする傷害は、日本国内（日本の領土、領海、領空内）における、次に掲げるものです。

- ① 運行中の車両および交通機関（以下「車両等」といいます。）を利用しての被共済者が、当該車両等の衝突、接触および転倒等の交通事故に起因して被った傷害
- ② 運行中の車両等を利用していない被共済者が、運行中の車両等（これに積載されているものを含みます。）に衝突または接触等の交通事故に起因して被った傷害
- ③ 運行中の車両等の接触により移動または倒壊した物体との接触等の交通事故に起因して被った傷害
- ④ 火災事故に起因して被った傷害
- ⑤ 前各号のほか当組合の審査委員会が交通事故等による傷害と認めた傷害

【用語の説明】

交通事故	道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する道路における運行中の車両または運行中の交通機関より発生した人身事故をいいます。
車 両	道路交通法に規定する車両（自動車、原動機付自転車、自転車、荷車、牛車、馬車、そり、牛馬、トロリーバス）および身体障害者用車いすをいいます。
交通機関	汽車、電車、気動車、電動車および旅客運送事業の用に供する航空機、船舶そのほかもっぱら人または物品を運送することを目的とする機器をいいます。
運 行 中	人または物品を運送するとしないとにかかわらず、車両および交通機関を当該装置の用い方に従い、走行または移動していることをいいます。

(3) 共済金をお支払いできない主な場合 **契約概要** **注意喚起情報**

次の事由に該当する場合は、共済金をお支払いできません。

- ① 国外（日本の領土、領海、領空外）での交通事故等
- ② 事業所、公園、学校、駐車場、ガソリンスタンド、ガレージ等の内部（道路交通法上で道路として認められていない場所）での交通事故
- ③ 現認書による請求の場合の死亡または身体障害共済金。ただし、身体障害者用車いすによる自損事故や車いすと歩行者との衝突または接触等による交通事故は除きます。

- ④ 共済契約者または被共済者の故意により生じた傷害
- ⑤ 共済契約者の故意によって生じた傷害。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、他の者が受取るべき金額についてはこの限りではありません。
- ⑥ 被共済者の自殺行為または犯罪行為により生じた傷害
- ⑦ 破裂、爆発（ただし、火災事故に起因するものは除きます。）により生じた傷害
- ⑧ 被共済者が、法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた傷害
- ⑨ 被共済者が、道路交通法に定める酒酔または薬物等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に生じた傷害
- ⑩ 被共済者が、自動車または原動機付自転車を、法定制限速度を25キロメートル毎時以上超過して運転している間に生じた傷害
- ⑪ 発生原因が直接であると間接であるとを問わず次に掲げる事由によって生じた交通事故等による傷害（これらの事由によって発生した火災事故が延焼又は拡大して生じた傷害及び発生原因のいかんを問わず火災事故がこれらの事由によって延焼又は拡大して生じた傷害を含みます。）
 - ア 戦争、その他の変乱により生じた傷害
 - イ 地震、噴火または津波等の天災により生じた傷害
 - ウ 風水害により生じた傷害
 - エ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じ。）または核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性もしくはこれらの特性に起因する事故により生じた傷害
 - オ エ以外の放射線照射または放射能汚染により生じた傷害
- ⑫ 共済契約の申込み、共済金の請求および受領に際し、共済契約者または共済金受取人が詐欺行為を行ったとき。
- ⑬ 共済契約者または共済金受取人が正当な理由なく事故発生の通知を怠ったときおよび事故等の調査を拒み、または妨げた場合において、当組合が共済金の額の認定ができないとき。
- ⑭ 共済契約者または共済金受取人が共済金請求にかかる書類に故意に不実のことを表示し、または当該書類もしくはその損害にかかる証拠を偽造し、もしくは変造したとき。
- ⑮ 共済契約者が「2 契約締結時におけるご注意事項（1）告知義務」の事項につき、故意または重大な過失により事実を告げず、又当該事項につき不実のことを告げ、当組合が共済契約を解除し

た場合

- ⑯ 共済契約者が「3 契約締結後におけるご注意事項 (1) 通知義務」の事項のうち危険増加（告知事項についての危険が高くなり、共済契約で定められている共済掛金が当該危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態になることをいう。）に関係のある事項につき通知を怠り、当組合が共済契約を解除した場合
- ⑰ 重大事由（共済金給付の請求についての詐欺、共済金給付を目的にして損害を生じさせることなど）により当組合が共済契約を解除もしくは取消した場合
- ⑱ 共済契約限度口数（4口）を超過した場合（超過した部分の共済契約に基づく共済金）
- ⑲ 共済契約関係者または共済金受取人が、次のいずれかに該当し共済契約を解除した場合
- ア 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関連企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると認められること。
- イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとして認められること。
- ※ 家族パック割引契約について、一部の被共済者が⑲に該当する場合は、家族パック割引契約自体が無効となります。

(4) お支払いする共済金の額 **契約概要** **注意喚起情報**

共済契約1口あたりの共済金額は次のとおりで、被共済者1人について4口までご契約できます。

① 死亡共済金

被共済者が交通事故等を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に死亡したときに、次の死亡共済金をお支払いします。

契約口数	1口	2口	3口	4口
死亡共済金	50万円	100万円	150万円	200万円

② 身体障害共済金

被共済者が交通事故等を直接の原因として、事故の日から起算

して1年以内に身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）施行規則別表「身体障害者障害程度等級表」により、1級または2級の身体障害者手帳の交付を受けた場合または当該手帳の交付申請中の状態にある場合は、次の身体障害共済金をお支払いします。

契約口数	1口	2口	3口	4口
身体障害共済金	30万円	60万円	90万円	120万円

③ 医療共済金

被共済者が交通事故等の傷害を直接の原因として、事故の日から起算して180日以内に医師等に受けた治療について、次の共済金をお支払いします。

契約口数	1口	2口	3口	4口
入院（1日）	600円	1200円	1800円	2400円
通院（1日）	400円	800円	1200円	1600円

※ 通院については60日を限度とします。

（注） 次の内容の請求については、入院、通院を問わず共済金をお支払いする日数に制限があります。

内 容	制限日数
頸部症候群または腰・背痛で他覚症状（神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚症状(疼痛等)による場合は除きます。）のない傷害	30日
医師の同意のないあん摩マッサージ指圧師、はり師およびきゅう師による治療	30日
交通事故証明書により難い場合で、事故を目撃された第三者の現認書による請求の場合（ただし、身体障害者用車いすによる自損事故や車いすと歩行者との衝突または接触等による事故は除きます。）	20日
自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書が物件事故と記載されている場合	20日

④ 共済金の最低保障額

1事故に基づく傷害についてお支払いする医療共済金の額が、次の表の額に満たない場合は、当該金額を共済金としてお支払いします。

契約口数	1口	2口	3口	4口
最低保障額	8000円	10000円	12000円	14000円

⑤ 共済金のその他の制限

ア 交通事故等による傷害の治療中に、新たに他の交通事故等により傷害を受けた場合は、別々に共済金を請求していただきますが、この場合は先の請求の治療期間は新たに交通事故等にあった日の前日までとします。

イ 交通事故等と関係なく発生した病気や傷害により、交通事故等による傷害の程度が重くなったときは、その影響がなかった場合に相当する傷害の共済金の額を決定し、お支払いします。又、治療を受けなかったり、怠ったりした結果、交通事故等による傷害の程度が重くなった場合も同様です。

⑥ 共済金が減額される場合

被共済者の法令違反に起因する傷害について支払う共済金は、次の基準により減額して支払います。

10分の5 減額の基準	10分の3 減額の基準
<p>1 被共済者が、自動車または原動機付自転車を法定制限速度を20キロメートル毎時以上25キロメートル毎時未満を超過して運転している間に生じた傷害</p> <p>2 被共済者が、道路交通法に規定する酒気帯び運転の状態で車両を運転している間に生じた傷害</p> <p>3 被共済者が、道路交通法に規定する共同危険行為等により車両を運転している間に生じた傷害</p> <p>4 被共済者が、道路交通法に規定する信号機または警察官もしくは交通巡視官の手信号等に従わないで車両を運転している間に生じた傷害</p> <p>5 被共済者が、運転者の無免許または酒酔等である事実を知りながら同乗していた間に生じた傷害</p>	<p>被共済者の法令違反に起因して生じた傷害 ただし、10分の5減額の基準に該当する場合を除く。</p>

(5) 附帯できる特約とその概要 **契約概要**

この共済契約に附帯できる特約はありません。

(6) 契約の対象 **契約概要**

共済契約者および共済契約者と同一の世帯に属する方を被共済者として、ご契約の対象とすることができます。

(7) 保障の開始日および契約期間 **契約概要** **注意喚起情報**

- ① 保障の開始日：共済掛金を払い込みいただいた日の翌日の正午以降で、ご指定の日の正午から共済契約の効力が発生します。
- ② 契約期間：1年間

(8) 掛金の額と払込方法等

① 掛金の額 **契約概要**

ア 一般契約

契約口数	1口	2口	3口	4口
年掛金	500円	1000円	1500円	2000円

イ 家族パック割引契約

同一の世帯に属する親族が4人以上で全員が加入する場合は、次の条件で割引契約をすることができます。

● 家族パック割引契約A

世帯人数	世帯主	配偶者	その他の親族	口数合計	共済掛金
4人	4口	4口	2口×2名	12口	5,000円 (6,000円)

世帯人数	世帯主	その他の親族	口数合計	共済掛金
5人	4口	2口×4名	12口	5,000円 (6,000円)
6人	4口	2口×5名	14口	6,000円 (7,000円)

● 家族パック割引契約B

世帯人数	世帯主	配偶者	その他の親族	口数合計	共済掛金
4人			4口×4名	16口	7,000円 (8,000円)

世帯人数	世帯主	その他の親族	口数合計	共済掛金
5人		4口×5名	20口	9,000円 (10,000円)
6人		4口×6名	24口	11,000円 (12,000円)

※ () 内は、割引がない場合の共済掛金額です。

※ 7人以上の家族パック割引契約につきましては、当組合にお問い合わせください。

② 掛金の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

掛金は一括払い込みとし、次の方法より選択できます。

- ア. 直接集金方式（尼崎市内のみ）
- イ. 指定金融機関等への払込方式
- ウ. 口座振替方式

(9) 掛金の払込猶予期間の取扱い **注意喚起情報**

この共済契約には共済掛金の支払猶予期間はありません。必ず希望する共済契約の保障の開始日の前日までに、共済掛金を払い込みください。

(10) 満期返戻金・契約者配当金 **契約概要**

この共済契約は掛け捨て型で、交通等傷害共済事業規約で定められた契約者割戻しおよび満期返戻金はありません。

(11) その他ご注意いただきたい事項 **注意喚起情報**

① 共済契約が無効となる場合

共済契約者および共済契約者と同一の世帯に属する方以外を被共済者とする共済契約を締結した場合、共済契約は無効となり、共済金をお支払いできません。

② 共済契約が消滅する場合

共済契約の成立後、被共済者が死亡した場合、当該被共済者にかかる共済契約は、当該事実が発生した時において消滅します。

③ 共済契約を解除する場合

この組合は、次に掲げる事由がある場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができます。

ア 共済契約関係者又は共済金受取人が、この組合に当該共済契約に基づく共済金給付を行わせることを目的にして損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

イ 共済金受取人が、当該共済契約に基づく共済金給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

ウ 共済契約関係者または共済金受取人が、次のいずれかに該当すること。

- a 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関連企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると認められること。
- b 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- c 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- d その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

2. 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務 **注意喚起情報**

共済契約の当時、共済契約者は、この組合に共済契約申込書の記載事項のうち損害の発生の可能性に関する重要な事項として、次に掲げる告知事項について、知っている事実を告げなければならず、又当該事実につき不実のことを告げてはなりません。

事実を告げなかった場合、又、不実のことを告げた場合には、ご契約が解除となることや、共済金をお支払いできないことがあります。

- ① 共済契約者の氏名およびこれを特定するために必要な事項
- ② 被共済者の氏名およびこれを特定するために必要な事項
- ③ 被共済者につき、身体の傷害を担保する法律に基づく他の契約締結の有無
- ④ その他危険の測定に関する事項

(2) クーリングオフ **注意喚起情報**

この共済契約は、クーリングオフ制度（契約の申込みの撤回または解除）の適用はありません。

3. 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 **注意喚起情報**

共済契約者は、共済契約成立後、次の事実が発生した場合には、当組合に書面による通知をしなければなりません。通知がない場合は、ご契約が解除となることや、共済金をお支払いできないことが

あります。

- ① 被共済者につき、身体の傷害を担保する法律に基づく他の契約を締結すること。
- ② 「2 契約締結時におけるご注意事項 (1) 告知義務」に掲げる告知事項の内、危険の測定に関する事項について、その内容に変更が生じたこと。
- ③ 共済契約者および被共済者の氏名またはこれを特定するために必要な事項に変更が生じたとき。

(2) 解約返戻金 **契約概要** **注意喚起情報**

共済契約者は、いつでも、将来に向かって、共済契約を解約することができます。(共済契約を解約する場合は当組合へお問い合わせ下さい。)

なお、解約時期により、解約返戻金を払い戻す場合があります。(※共済金の給付を受けた後に解約をする場合は、払い戻しはありません。)